

第1回兵庫県規制改革推進会議 議事要旨

1 開催実績 令和元年8月22日(木) 14:00~16:05 県庁3号館第1委員会室

2 出席委員 中川 丈久(神戸大学大学院法学研究科教授)

三輪 康一(神戸大学名誉教授)

三原 修二(兵庫県経営者協会会長)

辻 芳治(日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長)

藤本 和弘(兵庫県農業会議会長)

中後 和子(学校法人和弘学園理事・明舞幼稚園長)

(オブザーバー)

金澤 和夫(兵庫県副知事)

※庵途 典章(県町村会会長(佐用町長))は代理出席、藤原 保幸(兵庫県市長会会長(伊丹市長))は欠席。

3 審議の内容

(1) 令和元年度の新たな審議項目

①製品を包装する際の容積の基準

(委員)

ドローンを使うなど物流が変わり、消費者に売するための包装も変わってきている。店舗で購入して自分で持って帰るものは、過大包装にならないようにすべきだが、ネット通販等の商品を守るという観点では、厳重な包装になってもやむを得ないのではないか。

(委員)

例えばネット通販購入した場合は、神戸市の条例は適用されるのか。外国から配送されることもあるが、この場合は販売した場所はどこになるのか。

(委員)

廃棄物の量を増大させないことも大事である。企業コストの観点から、箱のサイズを標準化し、とても大きい箱の中に小さい商品が入って送られていたりする。企業もコスト第一主義だけではなくて、廃棄物量を増大させないということにポイントを置いて考えないといけないのではないか。

(委員)

対応方針で、「合理的な理由があると認めるときは適用しない」と除外要件の記載があるが、要件を分かり易くするために、合理的な理由を幾つか例示した上で、「その他合理的な理由がある場合」と記載する方法もあるだろう。

《審議を踏まえた対応方針》

見直しを検討するという方向性は良い。除外要件の「合理的な理由」について、例示を行うなど要件をより明確化するとともに、廃棄物抑制の観点も踏まえた見直しを行うよう神戸市に伝える。また、ネット通販の際の適用について合わせて確認する。

②地籍調査の現地立会の簡素化等

(委員)

相続する場合などに、山の境がどこか、どこに自分の山があるのかもわからないというのが実態である。雑種地などは点在して山林化しているところがたくさんあるなど、山の整理は難しい。立ち合いの簡素化ではなく、根本的な課題として山林の所有をどうしていくのか考えないといけないのではないか。

(オブザーバー)

所有者不明土地について、例えば公的機関に所有権を移転する制度等の根本的な要望をするのであれば今回の提案とは本質が異なるので、分けるべきではないか。

(委員)

高齢化が進んでおり境界を知る人がいなくなったり、境界の目印が災害等で失われたりすると不明な土地がどんどん増えることになるので、急いで確認を進めた方が良い。現代的なりモートセンシング技術等を活用しながら、境界がわかる人がいるうちに早く調査を進めなければならない。

(事務局)

兵庫県の地籍調査の進捗は、全国平均が約 52%に対して約 27%であり、地籍調査の予算確保を国に要望している。また、所有者不明土地に対する抜本的な対策の検討についても、国への要望事項としており、今回の地籍調査の検討とは別に抜本対策の要請を国へ行いたい。

(所管部局)

現在 27%の進捗だが予算規模では全国 2 位であり、平成 30 年度も 94 平方キロの確認を実施した。今後は、来年度から始まる第 7 次の 10 ヶ年計画に向けてしっかり計画を立てていきたい。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応方針案どおり、所有者不明土地の筆界確認手法等について、客観的資料が乏しい場合でも告示で確認を取れるようにすることを国へ要望する。

所有者不明土地に対する抜本的な対策の検討も、引き続き国へ別途要望していく。

③道路占用許可の更新時における申請方法

(オブザーバー)

当初申請時の場所のままで、同じ理由により単に更新するだけであり、元々の許可証の番号がわかれば足りる。位置図と許可書の写しの提出も不要なのではないか。

(委員)

近畿地方整備局の国道占用更新手続は、郵便はがきで行われている。国から送信された往復はがきを返送するだけであれば、この方法が一番良いのではないか。近畿地方整備局に現在の方法で問題が起きていないかは確認をする必要がある。

(委員)

県から更新時期が近づいた者に通知をしているのであれば、その際に更新の意思表示を確認すれば簡素化が一步進むのではないか。もう一步進める検討をしてほしい。

(委員)

更新時に再確認、再認識をしてもらおうという意味もあるため、できるだけ簡素化したうえで更新手続は一定あった方がよいと思う。自動継続というのは望ましくない。

《審議を踏まえた対応方針》

更なる簡素化について再度検討し、見直しの方向性を次回会議で改めて提示する。

(2) 標準処理期間を定めている手続等に関する事項

(オブザーバー)

標準処理期間として定めた日数よりも短い期間で処理ができているものは、標準処理期間をもっと短くしてもよく、10日かかるはずのものが3日で処理できているのなら、始めから3日で見直すべきではないか。

(委員)

一つの目安に向けてなるべく早く処理を行うというのは正しいことだと思う。短縮できる実績があるのであれば、実際の処理日数を根拠に期間を短縮すればよい。

(オブザーバー)

現在、手続きのデジタル化を国が進めており、県も手続きの電子化を進めていかなければならない。電子申請・電子処理によって処理期間が大幅に短くなることから、デジタル化のタイミングで標準処理期間を見直すという考え方もある。

(委員)

昔は短時間でできた処理が、社会変化で時間がかかるようになることもある。一方で、1ヶ月掛かるはずのものがコンスタントに10日で処理できているのであれば、標準処理期間を見直し、現実と乖離しない設定とすべきである。見直しは手続きがデジタル化されてからでもよい。

(委員)

これまで標準処理期間を見直そうという動きはなかったのか。また、申請数に季節変動がある中で、それを標準処理期間の中で処理をする際に、担当として配置されている職員のことも考えなくてはならない。働き方の観点から、担当セクションの時間外労働や人的配置を踏まえ、あり方を考える必要があるだろう。

(事務局)

年に1度、見直しについて所管課から全庁的な通知を行っているが、協議機関が増えるなどの状況変化がなければ、日数の見直しが行われていないという状況である。

配置職員については、例えば旅券事務所のように対応できる人員配置をしている所属がある一方で、県としても人員的に厳しい状況の中で、標準処理期間内に収められるよう迅速な事務処理に努めている。

(委員)

この機会に、設定のある項目すべてを見直してはどうか。期間を短くするだけでなく、伸ばすべきものは伸ばすということもある。働き方から可能な日数に設定するという視点や、利害調整しなければいけない周辺条件が増えて長くなることもあり得る。実態に即して設定する必要があるだろう。

実績のとらえ方は、単に平均を取ればよいというものではなく、統計的にどうすれば一番実態に合うのか、どう計算すればよいのかについては少し工夫をする必要がある。

(委員)

許認可等は期間がかかり考慮する要素も多いと思うが、単なる事務処理で何ら周辺状況の制約のないものは、素直に実績に基づいて見直すべきで、短くできるに越したことはないだろう。

(委員)

新規の場合と更新の場合とで、実態に合わせて別の標準処理期間を設定するという考え方もある。いろいろなパターンがある場合は分けて記載し、なぜこれだけの日数がかかるのか理由を書くことによって、申請者にとって見える化できるのではないか。

《審議を踏まえた対応方針》

標準処理期間が設定されている全ての項目について、実態に基づく見直しの必要性を検討する。見直しに当たっては設定日数の根拠や、処理日数に場合分けがあるときは日数を分けて記載するなどわかりやすい設定に努める。今回会議の意見を取りまとめ、次回会議で報告する。

(3) 許認可事務において要綱等の規定により事前申請等を求めている事項

(委員)

事前申請と本申請で、手続きを分けているのは申請を受付ける側の問題なのか。同じ担当者が審査するのであれば、一括して審査を受けても同じ手続きを踏むのではないか。手続きを分けて事前申請という呼び方をしているだけのようには思える。

(事務局)

それぞれの段階で審査内容は異なる。例えば、皮革関連施設では、事前協議で公害防止対策の観点から関係する法律の許可等の見込みを確認し、本申請では、施設の場所や構造設備の適合性を判断している。

(委員)

本申請にまとめ、優先順位の高い内容から順番に判断していけばよいのであって、逆に事前申請と本申請を分けるから時間がかかりすぎているということもあり得るのではないか。この仕組みの方が効率が良いのであればそこをはっきりさせるべきであり、どのような目的でこういう仕組みにしているのかを、もう少しクリアにしてほしい。

(事務局)

岩石採取も皮革施設も、本体の許可に関係する他の法令等に基づく事実関係等の確認を事前協議と呼んで、手続きの仕分けをしている。事前協議ではなく関係協議とも言えるし、全てを含めて本申請の協議と呼べるかもしれない。

(委員)

事前協議の段階で修正箇所等がわかれば申請者の手間が少なく済むとのことだが、「これはどうなのか」と聞かれて「決まっていません」とは言えないので、申請者はとにかく資料をすべて揃えて事前協議に臨んでいる状況もある。

(事務局)

資料には、行政手続の事前関与を要綱等で明文化しているものを挙げている。事実行為としての事前指導は含んでいないが、事実行為として行っている指導において、申請書を一式持参頂き、どのような計画なのかを一から聞くようなことはあるかもしれない。

今回の資料はそのような事実行為ではなく、明文化されている事前申請手続について整理させて頂いており、事前段階で必要最小限の資料を求めるものである。

(委員)

事前協議段階でしっかりチェックされた結果、例えば姫路市の皮革に関する環境が良くなったというのはあるだろう。しっかり機能しているのだと思うが、時間がかかったり、同じことを求められる手間は、申請者にとって相当な負担になるので注意する必要がある。

(委員)

本申請の前にここは修正が必要だと予め教えてもらうことで、申請を効率化し二度手間を防ぐという目的と、本申請の許可要件ではないが、周辺住民の同意や他の関係法令等の許可状況を確認するという目的の、2つの意味合いがあるのではないか。

二度手間の防止に関しては、申請者が直接本申請したい場合はそれでよく、事前に相談したい場合は相談を受ければよい。事前協議を義務付けて申請者すべてに求める必要はなく、各申

請者に任せれば良い。周辺状況の確認に関しては、本申請で要求されない内容について行政側が気になるのでチェックし指導するということで、その分が上乘せされ時間がかかる。

(委員)

資料の有料老人ホームの関係では、事前申出、事前申請、本申請と手続きが続くが、この段階を踏まなければ先に進めなくなっており、それぞれの協議でそれぞれに時間がかかる。二度手間を防ぐために前捌きをしているのであれば、事前申出の段階で次は本申請に進んで良いという判断もできるのではないか。

(委員)

申請者が審査の内容を熟知している、1回申請をしたことがあるというような場合には、直接本申請して良いこととして、その代わり内容に不備があれば不許可になるということで、申請者にリスク提示すれば良いのではないか。申請者がそのことに納得していれば問題ない。

(委員)

事前申請、本申請という言葉がまさに許認可そのものの表現であり、そういうイメージを強く持つ。審査の手順が同じであれば全部本申請で受け付けばよい。そして明らかに駄目なものはそこで駄目とすればよいのではないか。

(オブザーバー)

過去の経験で、湧水が出る付近の山を採石したいという申請があった。住民側に立てば湧水を守るという考えがあったが、採石法の手続きでは、具体的に何かの法を犯す等の支障がなければ許可しなければならないため、裁判も辞さない覚悟で指導の段階で止めたことがある。事前指導や事前協議では、そういうことも可能になってしまうのは確かである。

(委員)

申請者に選択権があり、本当に事前申請を求めるべきかどうかは気をつけて考えなければならない。今回の事例は行政指導であり義務ではないので、事前協議に応じなかった場合は本申請しても受理しないということとはできない。

(委員)

有料老人ホームのような場合、建築物の設計がある程度固まってから本申請で駄目だとなれば申請者にとって非常に大きなマイナスになるため、ラフな設計の段階で事前申請、事前協議をして固めていくことが、申請側にとってもメリットがあるという面もある。

(委員)

申請者から求められたことを断るのはおかしいが、申請者が求めているのに義務付けるのはおかしいという考え方もある。事前申請を経ないと本申請を受け付けないというのは、法的には誤りである。慣行でやってきたということはあるのかもしれないが、直接本申請された場合は受理しなければならない。あくまで事前相談をしたければどうぞという程度である。申請者全員に義務付けたいのであれば、条例化し駄目なものは駄目とした方が公明正大で良い。

(委員)

申請者を性悪説で捉えると、事前協議の段階で防いでおかないと、法的に通るものを揃えて持ってこられたら行政としては通さざるを得ないことになる。法的には通らないのかもしれないが、事前協議で少しでも排除しておきたいという考え方も一定理解できる。

(委員)

これは昔からの日本行政の大問題であり、考慮すべき点を正当に考慮しているが、法令的には考慮してはいけないというものである。現場の都道府県や市町村が、行政指導の範囲でこのように事前申請で確認しようとしているが、法的にはおかしい。しかし、住民からは支持されるという一面もある。

(オブザーバー)

県では、太陽光発電、風力発電に関して条例を策定し、本来の法手続きと別の手続きを義務付けた。しかし、元の法律の許可要件とは別のところで、住民説明会等の手順を踏むことを求めているだけであり、それを形式的に行われてしまえば止められないという一定の限界はある。資料にある事前協議のすべてについて、正しく行くとすれば、要綱や事実行為ではなく条例に定め、事前協議を義務付けることは可能であるが、そこまで厳格に縛ってうまく回るかどうかは不安が残る。

(事務局)

資料にある3件について実務や要綱等の根拠が法律にあるのかどうなのかも精査し、次回会議で議論いただく内容について改めて委員長に相談したい。

(オブザーバー)

要綱等に形式的に明文化された根拠がある3件だけではなく、事柄の性格上チェックしておいたほうが良いということで事前に確認している案件も幅広く拾った上で、次回議論した方がよいのではないかと。

《審議を踏まえた対応方針》

要綱等に明文化している3件に加えて、要綱等に規定せずに事前相談を行っている案件も含め、実務や法的根拠等について更に精査をした上で、次回会議で再度審議を行う。